

継続品目（紙おむつ・ストーマ用装具等）における  
申請回数の変更について（通知）

日頃より、横浜市の社会福祉行政についてご理解、ご協力くださり、厚く御礼申し上げます。

さて、横浜市の重度障害者（児）日常生活用具給付等事業につきましては、「継続品目」に限り、年2回の申請受付とさせていただいておりましたが、令和4年10月分以降から、年1回の申請に変更いたしますので、お知らせします。

	現在	令和4年10月分以降
申請時期	年2回（原則4月・10月頃）	<u>年1回（原則10月頃）</u>
給付券	年2枚発行 （4～9月分・10～翌3月分）	年2枚発行 （10～翌3月分・翌4～9月分） ※変更なし

この変更にあたり、令和4年10月分以降は年1回、原則区役所へ来所してのお手続きをお願いいたします。なお、利用者負担額の変更はありません。

このお知らせについてのご質問等は、下記までお願いいたします。

横浜市健康福祉局 障害自立支援課  
日常生活用具担当  
電話：671-3891  
FAX：671-3566